

注記事項（貸借対照表）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役及び監査役に対する金銭債権額はありません。
3. 取締役及び監査役に対する金銭債務額はありません。
4. 動産不動産の減価償却累計額 27,193 百万円
5. 動産不動産の圧縮記帳額 1,760 百万円
6. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,503 百万円、延滞債権額は 48,917 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
7. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は 54 百万円であります。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
8. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,776 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
9. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 66,251 百万円であります。
 なお、6. から9. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
10. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、4,660百万円であります。
11. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 85,194 百万円であります。
12. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 保証金権利金 1 百万円
 有価証券 26,862 百万円
 担保資産に対応する債務
 預 金 14,624 百万円
 なお、有価証券のうち 26,838 百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。
 上記のほか、内国為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 66,077 百万円を差し入れております。
 また、動産不動産のうち保証金権利金は 670 百万円であります。
13. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 1,212 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 1,681 百万円であります。
14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,436百万円
15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000 百万円が含まれております。

16. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、514,325百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が509,783百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

注記事項(損益計算書)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 22円25銭
3. その他経常費用には、株式等償却65百万円を含んでおります。
4. 次の資産について減損損失を計上しております。

地域	愛知県名古屋市内、岩倉市内、岐阜県岐阜市内
主な用途	営業用店舗等3か所
種類及び減損損失	土地、建物、動産：416百万円、リース資産：16百万円 計433百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

減損損失を計上した営業用店舗等は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額433百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。